

蕨宿にぎわい交流拠点設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 蕨市の地域資源及び宿場町の歴史を活かし、市民及び来訪者の憩いと交流の場を提供するとともに、にぎわいと回遊性のある魅力的なまちづくりを推進し、地域の活性化を図るため、蕨宿にぎわい交流拠点（以下「交流拠点」という。）を蕨市北町 2 丁目 8 番 9 号に設置する。

(業務)

第 2 条 交流拠点は、次の業務を行う。

- (1) 市民及び来訪者の憩いと交流の場の提供に関すること。
- (2) 市の特産品等の紹介及び販売に関すること。
- (3) 地域情報及び観光情報の発信に関すること。
- (4) まちのにぎわい創出及び回遊性の向上に資する業務に関すること。
- (5) 物販スペース、多目的ルーム及び屋外広場の運営に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交流拠点の設置目的を達成するため、必要な業務に関すること。

(休業日)

第 3 条 交流拠点の休業日は、毎年 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、市長が管理上、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(供用時間)

第 4 条 交流拠点の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の供用時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可)

第 5 条 多目的ルーム及び屋外広場（以下「多目的ルーム等」という。）を占有して使用（以下「使用」という。）しようとする者は、市長の許可を受けなければなら

ない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、交流拠点の管理上、必要な条件を付することができる。

（使用の許可の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流拠点の使用を許可しない。

- (1) 交流拠点の設置目的に反するとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流拠点の管理上、支障があるとき。

（使用料）

第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める区分に応じて使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責によらない理由により、施設等を使用することができないとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第9条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は交流拠点の管理上、特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項に規定する処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責を負わない。

(原状回復)

第 1 1 条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに、これを原状に復し、搬入した物件を撤去しなければならない。前条第 1 項の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第 1 2 条 施設等を損傷し、若しくは滅失した者は、これを原状に復し、又はそれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 1 3 条 市長は、交流拠点の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、交流拠点の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第 2 条各号に掲げる業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者の指定の手続)

第 1 4 条 市長は、指定管理者に交流拠点の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、交流拠点の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 施設の概要

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

(4) 交流拠点の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項

- (5) 申請者の資格
- (6) 申請受付期間
- (7) 選定の基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する事項

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 定款及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (2) 管理を行う事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者に対して交流拠点の平等な利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に交流拠点の運営を行うことができること。
- (3) 交流拠点の設置目的を達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 前条各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

4 市長は、第1項ただし書の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、前2項の規定にかかわらず、第2項各号の書類の提出を求め、前項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

5 市長は、前2項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

（管理の基準等）

第15条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に交流拠点の運営を行うこと。
- (2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流拠点の管理の適正を期するため必要な事項
(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第14条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定により処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責を負わない。

(指定管理者による施設等の現状変更等)

第17条 指定管理者は、施設等の改修、増設その他の市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第 18 条 市長は、指定管理者に交流拠点の管理を行わせようとするときは、第 7 条の規定にかかわらず、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第 1 に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、それぞれの利用料金について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納付)

第 19 条 指定管理者から第 5 条の規定による許可を受けた者は、前条第 2 項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第 20 条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を減免することができる。

(指定管理者による管理が行われる場合の技術的読替え)

第 21 条 第 13 条の規定により交流拠点の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、別表第 2 のとおりとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、交流拠点の管理に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 (第 7 条、第 18 条関係)

区分	使用料	
	午前	午後

	午前 9 時～正午	午後 1 時～ 5 時
多目的ルーム	6 0 0 円	9 0 0 円
屋外広場	1 日につき 3, 0 0 0 円	

備考

- 1 多目的ルーム等の使用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、市長が定める区分ごとの使用料（以下「区分使用料」という。）に、当該区分使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料等が 5 0 0 円未満のとき 1 0 0 分の 2 0
 - (2) 入場料等が 5 0 0 円以上 1, 0 0 0 円未満のとき 1 0 0 分の 3 0
 - (3) 入場料等が 1, 0 0 0 円以上 2, 0 0 0 円未満のとき 1 0 0 分の 5 0
 - (4) 入場料等が 2, 0 0 0 円以上のとき 1 0 0 分の 8 0
- 2 多目的ルーム等を市外居住者が使用し、又は市民以外の者を主たる対象として使用する場合は、区分使用料に、当該区分使用料（前項の規定の適用を受けるときは、前項の規定により計算して得た額）の 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加算した額とする。
- 3 多目的ルームにおける超過時間の使用料は、超過時間 1 時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の 1 時間当たりの額に 1 0 0 分の 1 3 0 を乗じて得た額とし、1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
 - (1) 第 1 項の規定に該当する場合（次号に該当する場合を除く。） 第 1 項の規定により計算して得た額
 - (2) 前項の規定に該当する場合 前項の規定により計算して得た額
 - (3) 前 2 号に該当しない場合 区分使用料
- 4 多目的ルームについて、市長が午後 6 時から午後 9 時まで（以下「夜間」という。）の使用を特に認めた場合の使用料は、午後の使用料に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、午後と夜間にわたって使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

- 5 使用料を計算する場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、区分ごとにこれを切り捨てるものとする。

別表第2（第21条関係）

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条	市長が管理上、必要と認めたときは	指定管理者が管理上、必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て
第4条	市長が必要と認めるときは	指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第5条の見出し	使用	利用
第5条第1項	使用	利用
	市長	指定管理者
第5条第2項	市長	指定管理者
第6条の見出し	使用	利用
第6条	市長	指定管理者
	使用	利用
第8条の見出し	使用料	利用料金
第8条	使用料	利用料金
	使用者	第5条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用許可者」という。）
	を使用	を利用
	市長	指定管理者
第9条の見出し	使用权	利用権
第9条	使用者	利用許可者
第10条の見出し	使用	利用
第10条第1項	市長	指定管理者

	使用者	利用許可者
	使用の	利用の
	使用を	利用を
	使用料	利用料金
第 1 0 条第 2 項	市	市又は指定管理者
	使用者	利用許可者
第 1 1 条第 1 項	使用者	利用許可者
	の使用	の利用
	使用の	利用の
第 1 1 条第 2 項	使用者	利用許可者
	市長	指定管理者

令和 8 年 9 月 1 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄